

※本資料の無断転載を固く禁じます。ただしリンクは自由です。

本資料の著作権は各演者並びに「ゼロベースからの対話・意見交流会 実行委員会」にあります。本資料に関する問い合わせは [jikkenhousei\\*nifty.com](mailto:jikkenhousei*nifty.com) (\*を@に変えてください) までお願いします。

平成 24 年 8 月 5 日

ゼロベースからの対話・意見交流会

～関係者から実験動物/動物実験の“今”を聞き、法制度のあり方を考える～

主催：ゼロベースからの対話・意見交流会 実行委員会

## 議事録

◆◇ プログラム 1 講演の部 ◇◆ 時間 各演者約 25 分

※一部、演者の確認を入れて、当日の発言から補足・修正を行っています。

北徳氏（倉敷芸術科学大学・非常勤講師、元実験動物技術者）

実験動物福祉と社会的信頼を得るために必要な法制度について

ー現場の実験動物技術者として考え、実践してきたことー

### ● 自己紹介 ●

私は先ほどご紹介いただいたように、実験動物技術者として働いてきました。現在は倉敷芸術科学大学の非常勤講師として、動物福祉論などを担当しています。

実験動物の現場で、私は保健所からの不用犬の引き取り業務などもやってきました。余談ですが、そこでもらい受けた全く人に慣れていない野犬が実験動物施設で生んだ子犬を自宅に連れ帰って、マリと名付けて 15 年半一緒に暮らしました。そのマリは先月 7 月に生涯を閉じました。私自身は保健所からの実験用としての払下げ制度には反対で、それを明言しながらも、実務としては熱心に作業にあたりました（1、2）。そういう実験動物の現場にいて動物をたくさん殺していた人間が動物福祉論か、と違和感をお持ちになるかもしれません。

私の生家には家畜がいろいろいて、牛を世話したり子ヤギを抱いて遊んだりしながら、一方で自分が世話している鶏やウサギを自分の手でつぶして家族で食べるという生活環境の中で育ちました。子供の頃から動物が非常に好きだったので、動物に関わる仕事の一つとしての実験動物の分野に進みました。大学に進学する段階では畜産をやりたいなかったので畜産学科に進みましたが、卒業研究の取り組みを通じて実験動物の方向へ入って行って、

1974年に実験動物技術者として私立医科大学に就職し、55歳まで勤務しました。現在は別の私立大学の非常勤講師という形で、動物の分野に片足残った状態で生活をしています。

## ● 法規制について ●

現在は実験動物の現場を離れていますが、現役時代、私は動物実験の法規制が必要だとずっと主張してきました。現在もその考えは変わっていません。しかし現在、今というときは、関連法規の改正の時機ではないと考えています。

スライド1に示すように、理由は二つ。

まず、現行法の下で進められている実務システムが現在の法律の下でどのように機能するか、それを見定めてから法律の改正点を論議すべきだろうと考えています。それは現場にいた人間として、法律の条文が度々切り替わっていくと、それに伴う形式変更などのために大変な労力を要し現場が持たない、現場が疲弊してしまう、と感じるからです。

それから、今の政治状況を見ていて、政争に明け暮れる議員たちに、今の状況では法律の条文をいじくってほしくないと感じているからです。議員に対する強い不信感があります。政治状況を見ていて、理念なき条文変更が繰り返されることになる可能性が高いと感じるのです。そのような条文変更によっては、実効も上がらないし現場が疲弊すると思うからです。

これが今日、私が申し上げたい結論です。

## ● 動物実験の分業体制と技術者の仕事 ●

今日は実験動物技術者の立場から、動物実験の法規制についての考えをお話する機会をいただいているわけですが、実験動物技術者とはどういう仕事をしているのか説明して欲しいと主催者の方からお話がありましたので、最初に実験動物技術者として私自身がどのような仕事をしていたのかをお話しします。

現在、動物実験に関わる仕事に携わっている人には、スライド2のように、研究をする人とその協同者、実験動物を生産する生産者、そして実験動物中央施設を管理する人々などがいます。動物実験というのは多くの場合、分業構造（3）の中で進められています。このような分業化が進められた理由の一つは、分業構造の中で働く人々が、それぞれの部門でそれぞれに専門能力を発揮すれば、実験結果の信頼性を高め、研究の効率化を進め、実験動物の福祉を向上することが出来ると考えられたからであろうと思います。この分業構造のそれぞれの場所や、それに関連した場所に実験動物技術者がいて、それぞれの役割を担って働いています。

実験動物技術者といってもいろんな技術者がいるのですが、私は中央動物施設の技術者であったので、そこで何をしていたかを少し説明します。まずスライド3に示すように、

飼育作業の関連業務、設備管理、空調とか飼育装置の管理、整備・点検、設備自体の整備計画の立案とか執行、運営事務、施設の運営委員会の運営、労務管理とかいろいろやっていました。いろんな業務があるということです。

そしてスライド4に示す業務。実験動物の系統維持とか繁殖。また、動物実験計画の管理もありました。実験者が動物実験委員会に提出した動物実験計画書について、まず実務審査を現場の私たちが行い、その後に動物実験委員会で正式な審議がされるわけです。それから私がいた施設では、現場の技術職員が研究者の実験のやり方を監視していました。つまり実験実施状況のモニタリングですね。

それから実験者の教育、これは利用者研修会などもやりながら、定期的にあるいは臨時にいろいろな指導を行うということです。それから技術指導と補助。そして動物実験関連の応談。これは研究者の側からいろいろ相談があったときに、実験動物技術実務者として応じるということです。

その他の業務としては、動物死体の処理や廃棄物の処理。かつては動物死体焼却炉の運転、保健所からのイヌ・ネコの引き取り、有害鳥獣駆除で捕獲されたニホンザルを貰い受けるとか、捕獲作業そのものをやるといったことも業務として行っていました。現在これらは行われていません。残っているのは死体の処理とか廃棄物処理ですね。

そして学外研修活動。つまり学会とか技術者の集まりの勉強会に参加して、知識や技術の向上に努めるということです。

## ● 分業体制の進展と動物中央施設の運営 ●

私が現場に入った当時までは、実験者自身が飼育管理もやりながら実験をしていた時代でした。それがだんだんと分業化が進んでいくわけですが、このころまでの研究者は自分で実験動物の飼育をしていましたから、1974年に出た動物実験手技の本では、スライド5に示すように、愛情を持って事にあたるのが動物実験を行う人の義務である、と研究者自身がその本の冒頭に書いています(4)。そういった時代でした。

私が現場に入った当時から、だんだんと実験動物中央施設が出来てきて、スライド2、6に示すような分業が進んできました。実験動物を生産する人、実験動物を飼育する人、動物実験をする人、それぞれが専門領域で自分の技量を発揮することによって、結果の信頼性を高めるとか、研究の効率化、実験動物福祉の向上、そういうことが実現できるということで分業化が進められたのだらうと理解しています。

ところが分業化したことによって、「実験だけする人」というのが出てきました。今は動物実験を行う研究者は実験だけする人であることが多いのだらうと思います。そのように実験だけする人が増えてくると、例えば動物福祉の向上というのがちょっと危うくなるかな、と感じています。現場で実験だけする人に囲まれて動物実験施設を運営する立場について、この難しさをずっと感じ続けてきました(スライド7)。

こういう状況になると、実験だけする人には「愛情を持って動物を扱え」という言葉がなかなか通じにくくなっていくのではないかと思います。この構図は、多分、家畜を生産する人、家畜を肉に加工する人、肉を食べる人という構図と同じではないかとも思います（スライド8）。肉を食べるといことは、家畜を生産する人、家畜を肉にする人などいろいろな役割を担ってくれる人たちがいてはじめて成立するわけですが、多くの人は「肉を食べるだけの人」になっている。そして、その肉を食べるだけの人にとっては、家畜の状況がイメージできないということと同じような構図かも知れません。

そのような分業構造の中の一部門としての実験動物中央施設を運営する中で、施設を利用する側の人間の意識、運営する側の人間の意識、その関わりについていろいろと考えるようになりました（5）。そして動物実験に関わる人たちの教育の一環として利用者説明会をやって、ちゃんとかいことは守れ、というようなことを話し、実験動物の福祉も考えろ、それから倫理というものも考えた上で実験をやるように、というようなことを説明会で話すようになりました。そしてその効果と課題をいろいろ考え、説明会のやり方をまた考えるというような取り組みもしていました（6）。

## ● 私の大学で行っていた実務 ●

次に動物実験倫理に関して、私の勤務していた大学でどういう体制でどういう実務を行っていたかご説明します。スライド9に示すのは2005年の動愛法改正以前に運用していた学内体制です（7）。機関内実験指針が作られていて機関内の動物実験委員会がある、そして私の勤務していた動物実験施設があるわけですが、この体制の中で、動物実験委員会の委嘱を受けた形で、施設の職員が実験者の実験の行い方をモニタリングしていました。

そこで指針とか基準違反の疑いがある事例があれば、私たち自身が現場の判断として、その実験者に対して改善の指示をします。そしてそれがあまり聞き入れられない場合、それを事例報告書として機関内委員会に報告します。報告を受けた委員会は、調査・検討して指針に基づいて実験者に対して改善指導をする。その中には実験計画承認取り消し処分も含まれます。私が現役でいた時代にも何件か実験計画承認取り消し処分が出ていました。2005年の動愛法改正以前に、実験計画承認取り消し処分まで行う実務体制を持っていた大学はまれであったのではないかと思います。

動物実験委員会では、実験計画承認取り消し処分を含む実験計画の管理をしていたわけですが、動物実験施設は、施設独自でも利用規程を守らない利用者には注意をして、レッドカードまで切るようになると、その時点で利用者資格停止処分とする方策を講じていました。利用者資格停止になると、次の年度の利用説明会、研修会を受けるまで施設を使うことはできなくなるという、そういう具体的なペナルティを科す処罰システムを運用していました。これは2005年の法改正以前に現場でやっていたことです。

もう一つ具体的なことで言うと、動物実験の結果を受けて論文を書くときに、実験承認

番号を明記するようということも指導していました。それによって、私の勤務していた大学では多くの実験者が明記するようになっていました。これは、発表された論文からその計画の審査過程に至るまでを遡ってトレース可能であるということ、そういう実験計画の管理を行っているということを対外的に表明する意味で勧めたことです。その形は現在も続いているだろうと思います。

現場の技術職員が何でそんなことをしてきたかという、実験動物技術者の立場とか役割というのは、スライド10に示すように、実験委員会の委員として計画を審査する立場にもなりうるし、委員会の委嘱によって計画を審査する立場にもなる、そして実験計画を申請し審査を受ける立場になる場合もある、実験現場での監視役となる、指針の理念に基づく実験動物の管理実務をやる、指針の理念に基づく施設の運営管理実務を行っていく、つまり動物実験に関わる分業構造の中で、動物実験指針の理念を、実験の現場において日常業務の中で具現化するという役割が加わったのだというふうに私は考えてきたからです（3）。1989年くらいから論文の形でこういう考えを表明しつつ、その考えに立って現場での実務をやってきたわけです。

## ● 動物実験の倫理と法規制 ●

そうこうしているうちに、動物実験の廃止を求める会(JAVA)のメンバーの人たちから私のところに手紙をいただくようになりました。1990年のことです。そして1993年まで手紙の交換が続きました（8）。その縁があって、当時のJAVAの代表だった野上ふさ子さんや、地元で動物愛護活動をされていた方に来ていただき、「動物実験を考える」という小さなシンポジウムを開催したこともありました（スライド11）（9）。

そういうことで、動物実験の現場にいる者としていろいろ考えてきました（10）。考えざるを得ない状況になったわけです。スライド12に示すように、私の場合は動物が好き、だからかわいがって世話をする、そうしてそれを美味しくいただくとか真剣に丁寧に実験するというふうに考えるわけですけれども、かわいがり世話をする、だから獣肉を食べないとか動物実験に使うなんて許せないという考え方もある。JAVAの人たちや実験者との意見交換を通じていろんな考え方を知っていくわけですけれども、どちらかだけが正しいのか、あるいはどちらかだけが間違っているのか、というのが私の悩みというか疑問となります。自分が従う倫理の枠組みはどんな枠組みなのかとか、自分とは違う倫理に従う人々との対応はどうやったらいいのか、そんなことをいろいろ考えるようになりました。

そして1994年頃のことですが（11）、動物実験の倫理的あり方に関して、

- 1) 動物実験を厳密な許可制とすること
- 2) 動物実験に関する研究者の資格制度を設けること
- 3) 動物実験は、すべて事後の公表を義務づけ、すべてデータベースとして自由に検索でき

ようにすること（研究者個人、研究機関並びに国の義務とすること）

4) 実験動物の福祉とそこで働く人間の福祉を向上、維持できる人事態勢の確保を研究機関に義務づけること

5) 実験動物の福祉とそこで働く人間の福祉を向上、維持できる設備整備を研究機関に義務づけること

6) 国に実験動物福祉・動物実験倫理審議会を常設すること、審議委員には種々の立場の民間人も含めること

こんなことを考えました。

また、研究の自由に関して、

- 1) 研究の自由は保障されなければならない
- 2) しかし研究の自由というのは法を超えるものではない
- 3) 研究の自由というのは法以外のもので制限されてはならない
- 4) そして研究の自由は市民の信頼の上にものみ保障される

そういうものなのではないかと考えました。

こういうことをずっと主張してきたわけですがけれども、現実社会では、研究の自由と動物実験を拒否する自由、動物実験を規制しようとする自由、そういう自由と自由が衝突していくわけですから、そういう中で衝突によって生じる社会的混乱が現行法の範囲内で調整できないとしたら、現行法の改正とか新たな法の制定が必要になるだろうというふうに考えてきました。

私たち動物実験関係者は、法の改正や新たな法律を必要とする社会状況のただ中にいるんだということ、そしてその認識のもとに考え行動しなければならないのだと、動物実験関係者に向けて私は発言してきました。現在の動物実験を取り巻く社会状況はどうか、動物実験に密接に関わる私たちの社会的な位置はどういうところにあるのか、そんなことを考えながらやっていくべきだと（スライド13）。

つまり、研究の自由は市民の信頼の上にものみ保障されるという一点から考えても、現在の日本の社会の中で有効に機能する法律や組織、指針や制度が必要であろうと思うし、その法律や制度というのは、大多数の市民に信頼され、そして国際的にも信頼されるものでないといけないだろう、そういうことを考えて行動しなければならないということです（12）。

今はもう、科学というのは「社会の中の科学」であるということが常識的に言われるようになった社会です。JAVAの人たちを迎えてシンポジウムを開催したとき、私は、科学側から市民に十分な情報を提供し同意を得ながら研究（動物実験）を進めるべき、つまりインフォームドコンセントが重要だとの考えを提示しました（スライド14）（9）。その後

色々と考えて、科学側と市民側が対話を通じて科学そのものを構成していく、そういう意味でコラボレーションが必要だろうということ、動物実験に関しても市民との合意を形成しながら進めていかなければならないだろうということを主張するようになりました（スライド15）（13）。

そして2005年の段階で3Rの概念が動愛法に組み込まれたということで、これで良い法律になったというふうに動物実験関係者は考えたようなのですが、私はこの動愛法改正はゴールではないのだと、この改正は信頼回復のスタートに過ぎないと主張してきました（スライド16）。この段階で私は現場を離れたわけですが、動愛法が改正されたことによって何がどう変化したかということ、社会に向けてきちっと示していく具体的努力を続けなければならない、ということ言葉をしつつ現場を離れて7年となりました。

### ● 学生への思い ●

現在は動物看護師と実験動物技術者を目指す学生たちに、動物福祉論とか実験動物学といった科目を話していますが、そこでいつも私が話しているのは、人は動物にとっての環境であるということです。どういう職種であっても、動物にとって一番重要な環境は、その動物をすぐ傍で扱う人間自身だということ。その専門家の存在や動きや雰囲気、感触、技術、こういったものが動物に非常に大きな影響を及ぼすわけですが、もっとも重要なのは多分その人のハートだろうと感じます（スライド17）。現在の社会にはいろんな動物の専門家がいます。動物をどういう目的で扱うかについてはいろいろ議論があるところですが、動物を扱う専門家としては、自分のハート、実感としてどういう感覚を持って動物を扱っているか、そこが一番重要だろうというふうに考えて、学生たちにはハートのある専門家になって欲しいと願っています。

ともかく自分の存在を動物に認めてもらえなければ知識も技術も何も役に立たないので、ハートを持った専門家を目指して欲しい、と学生たちに話しています。多くの動物を殺してきたし、死ぬ現場を見てきたし、多くの動物の世話をしてきた立場として、ちゃんとした知識やちゃんとしたハートを持った学生たちが社会に出て行ってくれたらいいな、と思いながら話をしています。

### ● 会場からの質問 ●

質問者：

最後の話で、何を基準にして自分の存在を動物に認めてもらえたかと判断するのか？

北：

説明がしづらい、難しいところですが、例えば人間が手を出したとき、その手に対して

動物がどう反応するかということ、つまり動物自身の社会的スペースの中に違和感なく迎え入れてくれているのか、それともその手から逃れようとしているのか、要するに外敵として手を認識しているのか、それとも自分の防御すべき範囲に入って違和感を持っているのか、あるいは違和感なく受け入れてくれているのか、そういうことだと考えていただいたらいいと思います。それがどうやったら分かるのかと言われると、経験が必要かな、と。感覚的なものが大きいし、動物の反応がどうであるかということについては、ある程度、知識や観察眼がないと分からないのかもしれない。

<参照>

- (1) 雑犬の時代はまだ終わらないか 北徳 日本実験動物技術者協会広報 第4号巻頭言 1989
- (2) 「シロ」は実験動物科学専門家の哲学を問うている 北徳 アニテックス 3:723-727 1991
- (3) 動物実験指針—その根底に流れるもの— 北徳 実験動物技術者協会東北支部会報 21:19-30 1989
- (4) 動物実験手技 藤井儔子、小山良修 共同医書出版 1975 東京
- (5) 中央動物実験施設運営と人間の意識のかかわりについて 北徳 実験動物技術 20:77-81 1985
- (6) 中央動物施設における利用者に対する啓蒙 —その効果と課題— 北徳他 実験動物技術 20:147-158 1985
- (7) 倫理的動物実験の実践へ向けて —動物実験関係者の社会的責任を明確に、具体的に— 北徳 岡山実験動物研究会会報 24:7-10 2007
- (8) 動物実験は悪魔の所業か? 北徳編著 丸善岡山支店出版サービスセンター 岡山 1993
- (9) ミニシンポジウム記録 —動物実験を考える— 動物実験懇談会編 1993
- (10) われわれは動物権利論を乗り越えられるか? 北徳 実験動物技術 27:53-62 1992
- (11) 動物実験倫理・実験動物福祉の確立へ向けて 北 徳 実験動物技術 29:162-171 1994
- (12) 動物実験倫理・実験動物福祉 —社会的信頼を得るために— 北徳 実験動物技術 40:43-54 2005
- (13) 実験動物福祉を考える前に 北徳 実験動物と環境 13:90-97 2005